



建築が認められない土地に 建築が認められた経緯と市の対応

小林 信議員



建築が認められた土地が
質問 建築基準法に基づき
 確認申請を行い、建築が認
 められ、住宅を建築したが、
 建築が認められない土地で
 あることが判明した。
 所有者は困惑しているが、
 なぜこのような事態になっ
 たのか、市はどのように対
 応しているのか。昭和30年

当該用地と市道の間
答 建築確認は、申請書
 の中身が建築基準法及び関
 係法令に合致しているかを
 確認するもので、建築物を
 建てていいかどうか許可す
 るといった許認可でないこ
 とをご理解いただきたいと
 思います。当該用地と市道
 の間に民地があるため、公
 道に接しておりません。救
 済措置として、一部2メー
 トル以上の通路を確保して
 いただければと思います。
 ご相談があれば対処方法を

説明させていただきます。
 以前は県の土木が確認申請
質問 昭和40年代頃は県の
 土木事務所が確認申請を行
 っており図面だけで現地を
 確認していなかったという
 ことですが、市に移管され
 たのは昭和56年以降という
 ことですが、公の機関が認
 めたものであり、行政の責
 任がないとは言えません。
 境界くいがコンクリート
 塀の脇にあります。この
 塀が民有地であれば延長線
 上は公道に接していること

になります。どこまで調査
 しているのか。
答 境界の位置について
 側溝の南側であれば、水路
 用地の脇に入れてあると考
 えられます。昔は境界を確
 定しないまま側溝を設置し
 ている例もあります。側溝
 の脇に何十センチかの残地
 が残っているものと解釈し
 ております。この土地につ
 いては時間をかけて権利者
 の方に説明して、ご理解い
 ただくよう考えています。

議員研修会を開催

防災・危機管理における地方議会の役割

2月28日(金)・文化会館小ホール

自然災害が頻発する昨今
 において、防災・減災対策
 は各自自治体における最も重
 要な課題の一つであり、本
 市においてもハザードブッ
 クを作成するとともに、国
 土強靱化地域計画の策定を
 進めるなど、「災害時の危
 機対応能力の高いまちづく



議員研修会の様子と講師の幸田雅治氏

り」を目指しているところ
 です。
 こうした中、昨年10月に
 上陸した台風第19号が、全
 国各地に大きな被害を与え
 たことは記憶に新しく、本
 市においても初めて避難勧
 告や避難指示に基づく避難
 所を開設しましたが、情報

伝達や深夜の避難、議会の
 関わり方など、様々な課題
 の発見がありました。
 これらのことを踏まえ、
 市議会としましては、災害
 対応における議員の役割な
 どについて考えるため、神
 奈川大学法学部教授で、弁
 護士の幸田雅治氏を講師に
 招いて、「防災・危機管理
 における地方議会の役割」
 と題した研修会を、2月28
 日、文化会館小ホールにお
 いて開催し、本市職員をは
 じめ、邑楽郡内の町議会議

員の皆様や本市区長協議会
 及び商工会議所の方々など
 にも多数ご参加いただき、
 災害時における議員の役割
 として、情報の把握や行政
 との情報共有に努め、住民
 のニーズを執行部へ伝える
 こと、また、議員において
 も住民と同様の行動をした
 うえて、被災住民と行政と
 の橋渡し役となり、住民へ
 情報伝達を行う役割がある
 ことなどについて、自身が
 実際に携わった事例等を交
 えてご講演いただきました。